

ペットは責任を持って飼いましょう



近年、多くの人が犬や猫などのペットと共生しています。そんな中、飼い主のマナーが守られていないことによる苦情が多く寄せられています。その苦情の多くが、犬のふんの放置によるものや、飼い主のいない猫に対する餌やり、適正に飼育されていない犬や猫に対するものなどです。動物を飼うに当たってはマナーを守り、愛情と責任を持ってペットに接しましょう。

環境保全課☎5100

犬の飼い方

生後91日以上の犬には、登録と年一回の狂犬病予防注射が義務付けられています。室内飼いで外に出さないという場合も必要です。無登録、未注射は法律違反となります。

登録時に交付される鑑札は、狂犬病予防注射済票とともに必ず犬の首輪につけてください。

放し飼いは山口県条例違反となります。きちんとつないで飼いましょう。

●犬の登録

登録手数料 3千円

手続き場所 環境保全課、総合支所、支所
※飼い主や住所などが変わったときは、変更届の提出が必要です。

●狂犬病予防注射

毎年1回、狂犬病予防注射を行うことが義務付けられています。

○集合注射（4月）で受けた場合＝注射済票をその場で交付します。
○市内の動物病院で受けた場合＝注射済票をその場で交付します。

○市外の動物病院で受けた場合＝注射済証明書を必ず環境保全課または総合支所に持参し、注射済票の交付申請を行ってください。

交付申請手数料 550円

●ワンワン銀行

市では、生後90日未満の飼えなくなつた犬を希望者に譲渡するワンワン銀行を行っています。

日時 毎月第2日曜 9時～10時
場所 今津町第三街区公園（市役所横）

手続場所 環境保全課、総合支所、支所

障が出るほか、近隣住民に迷惑が掛かりますので、猫を捨てるのはやめましょう。

●猫の飼い方

●猫の飼い方3原則

①屋内飼育＝放し飼いによる事故や、ふん尿などによる近所トラブルを防止
②身元の表示＝飼い主の身元を表示し、迷い猫をなくす
③不妊去勢手術＝飼い主のいない猫を増やさない

●野良猫への餌やりをしない

野良猫に対する餌やりは、周辺の環境に悪影響があるため、岩国市条例違反となります。近隣住民とのトラブルの元にもなりますので、やめましょう。

●猫を捨てないで

公園などの公共施設に、猫が捨てられています。愛護動物を遺棄することは、動物の愛護及び管理に関する法律違反になります。施設の運営管理に支

●猫のふん尿などでお困りの人へ

①飼い主が分かっている場合は、現状を説明し、冷静に話し合いましょう
②猫の嫌がる臭いを利用しましょう（忌避剤・どくだみ茶・生ニンニク・コショウなど）
③石やアルミホイルなどを敷き、猫の好みの環境を作りましょう
※市では捕獲を行っていないが、環境保全課、総合支所で飼い猫（有料）・野良猫（無料）の引き取りを行っています。引き取りの日時については、問い合わせてください。
※動物への虐待は、動物愛護法により罰せられます

飼い方を守ってね

